

健保からのお知らせ

平成28年度被扶養者調査のお願い

被扶養者調査の概要

- *実施時期：6～7月
- *実施目的：被扶養者の条件を継続して満たしていることを再確認する調査です。(健康保険法第50条)
- *対象者：18歳以上の被扶養者全員(平成28年4月1日時点)
平成28年4月1日以降に認定された方は対象外です。
- *必要な手続き：

《扶養削除の場合》

就職・結婚・収入の増加⇒「被扶養者異動届(減)」に「保険証」を添付し提出。

《扶養継続の場合》

- ①大学・専門学校生⇒「学生証の写し」または「在学証明書の写し」を提出。
- ②アルバイト・パート収入あり⇒直近の「給与明細3カ月分の写し」の提出。
- ③専業主婦・無職⇒平成28年度の所得証明書(市区町村の役所で6月以降に発行可能です)を提出。
- ④年金受給者(障害・遺族年金も含みます)⇒平成28年度「年金振込通知書の写し」を提出。
- ⑤別居の方(妻・学生の子は不要です)⇒「3カ月分以上の仕送り証明書の写し」を提出。

《平成27年度被扶養者調査の事例紹介と結果》

CASE1 繁忙期はあるが年収130万円以内で働いていると申告していたが...

年度末に源泉徴収票をご提出いただくこと超過しており1年間遡って扶養削除し医療費の返還を請求しました。また給与収入とは非課税交通費などを含む総支給額ですのでご注意ください。

CASE2 年収130万円以内であるが継続して4ヶ月以上月収108,300円未満(扶養1人目)を超えておられました...

繁忙期とみなすことは難しく、将来に向かって継続して認定基準を超える場合は、基準を超えた月から扶養削除となります。

CASE3 遠隔地(別居)である子と音信不通であり扶養調査を提出できない...

扶養の実態がないとみなされ扶養削除をお願いしました。

CASE4 扶養認定時と状況が変わり、父と別居することになったが、父の収入以上の仕送りをしていない...

別居を始めた日まで遡り削除をお願いしました。別居の場合は、収入以上の仕送り(手渡し不可)が毎月必要です。

《被扶養者調査で扶養条件を満たさなくなったことを確認した場合》

1. 「扶養削除届(減)」(事由の発生した日)の提出、「保険証」の返却を依頼
2. 資格喪失後に受診した医療費の返還請求

窓口で支払っている自己負担金は医療費の3割(2割)ですが、返還請求は健保が負担した医療費(7割または8割)となります。

予想以上に高額な返還請求がおこなわれる場合がございますので、ご注意ください。

※返還請求分については当健保組合に返金後、改めて新しく加入した保険者に手続きの上、返金を受けられます。

《平成27年度の調査による扶養削除の内訳》

調査対象:5,113人

削除理由	削除人数
就職	72
収入増	48
結婚・離婚	12
その他	26
合計	158



扶養するには条件があります。条件を満たさなくなった場合は、原則5日以内に扶養削除の届出・保険証の返却が必要です。扶養削除が必要な方が届出を怠ると、健保が本来支払う必要のない医療費や高齢者の医療費を支えるための国への納付金に影響し、みなさまの保険料の負担増につながります>_<